



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成26年12月30日  
観光庁  
国土交通省港湾局

## 日本全国、津々浦々 免税店のさらなる拡大に取り組みます。



地方の商店街や物産センター、クルーズ埠頭等における免税店の拡大に向け、消費税免税制度の拡充が決まりました。

(平成26年12月30日与党税制改正大綱)

1. 第三者への免税手続の委託を可能とし、一括カウンターの実現
2. 外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する手続きを簡素化

### I. 第三者への免税販売手続の委託を可能とし、一括カウンターの実現

○免税販売手続を第三者に委託することを前提とした、新たな免税店許可制度（手続委託型輸出物品販売場制度）が創設されます。

○免税手続を委託できるのは、以下の商店街や物産センター、ショッピングセンター等です。

- ・商店街振興組合の組合員が経営する店舗
- ・中小企業等協同組合の組合員が経営する店舗
- ・大規模小売店舗の施設内にある店舗
- ・一棟の建物内にある店舗

○一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算が可能となります（ただし、一般物品と消耗品は区別）。

外国語対応への不安や免税手続の煩雑さが解消され、地方の商店街等において免税店が増えるとともに、外国人旅行者にとっても、免税店でよりお得に便利に買い物を楽しむことが可能となり、旅行消費額の増加による地域の活性化が期待されます。

### II. 外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店する手続きを簡素化

○クルーズ埠頭（クルーズ船の接岸岸壁や旅客船ターミナル等）への免税店の臨時出店が容易となります。

手続きの簡素化に伴って、免税品を購入後直ちに船に持ち込めるクルーズ埠頭において、外国人旅行者による地元物産品等の購入が促進され、地方創生にも資することが期待されます。

### III. 制度開始時期

平成27年4月1日（予定）

観光庁では、関係省庁と連携して、制度改正に関する説明会の開催等により、新制度の活用を促進します。

#### 【お問い合わせ先】

観光庁観光戦略課 免税制度改革チーム  
担当：森（内線：27-211）  
TEL 03-5253-8111（代表）  
03-5253-8322（直通）

国土交通省港湾局産業港湾課  
担当：大岡（内線：46-451）  
TEL 03-5253-8111（代表）  
03-5253-8673（直通）